

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	高津区内の市立高等学校
職 位	教諭
年 齢	4 0 歳
性 別	女性
処 分 内 容	懲戒免職
処 分 理 由	当該職員は、生徒会会計担当となった令和 4 年 4 月から令和 6 年 2 月までの間、生活費等に充てることを目的として、生徒会費から合計 5 8 4 万 8 , 5 5 0 円を着服した。 このことは、常に高い行為規範を求められる教育公務員としてあるまじき行為で、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。
処分発令日	令和 6 年 7 月 2 6 日
処 分 者	川崎市教育委員会
備 考	当該職員の管理監督者について、次のとおり処分を行いました。 ・ 校長 6 0 歳 男性 減給 1 月（月額の 1 0 分の 1） ・ 教頭 5 8 歳 女性 文書訓告 ・ 担当課長 5 6 歳 男性 文書訓告（当時 当該校教頭） なお、着服金は全額返済されています。

問合せ先
川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 本波
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 0 4 9 3